

通勤手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第4号

通勤手当に関する規則等の一部を改正する規則

(通勤手当に関する規則の一部改正)

第1条 通勤手当に関する規則(昭和33年岩手県人事委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この規則は、一般職の職員の給与に関する条例(昭和28年岩手県条例第48号。以下「給与条例」という。)第29条及び第44条並びに市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和28年岩手県条例第49号。以下「給与等条例」という。)第24条及び <u>第38条</u> の規定に基づき、職員の通勤手当に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この規則は、一般職の職員の給与に関する条例(昭和28年岩手県条例第48号。以下「給与条例」という。)第29条及び第44条並びに市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和28年岩手県条例第49号。以下「給与等条例」という。)第24条及び <u>第36条</u> の規定に基づき、職員の通勤手当に関し必要な事項を定めるものとする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第2条 管理職手当に関する規則(昭和35年岩手県人事委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この規則は、市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和28年岩手県条例第49号。以下「条例」という。)第28条の3及び <u>第38条</u> の規定に基づき、管理職手当に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この規則は、市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和28年岩手県条例第49号。以下「条例」という。)第28条の3及び <u>第36条</u> の規定に基づき、管理職手当に関し必要な事項を定めるものとする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第3条 期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和39年岩手県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この規則は、一般職の職員の給与に関する条例(昭和28年岩手県条例第48号。以下「給与条例」という。)第38条、第38条の3第6項、第39条、第43条第8項ただし書及び第44条並びに市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和28年岩手県条例第49号。以下「給与等条例」という。)第29条、第29条の3第6項、第30条、第33条第8項ただし書及び <u>第38条</u> の規定に基づき、期末手当及び勤勉手当に関し必要な事項を定めるものとする。 (期末手当に係る在職期間) 第6条 [略]	(趣旨) 第1条 この規則は、一般職の職員の給与に関する条例(昭和28年岩手県条例第48号。以下「給与条例」という。)第38条、第38条の3第6項、第39条、第43条第8項ただし書及び第44条並びに市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和28年岩手県条例第49号。以下「給与等条例」という。)第29条、第29条の3第6項、第30条、第33条第8項ただし書及び <u>第36条</u> の規定に基づき、期末手当及び勤勉手当に関し必要な事項を定めるものとする。 (期末手当に係る在職期間) 第6条 [略]

<p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2) 給与条例第42条の適用を受ける職員（別に定める職員を除く。）として在職した期間については、その全期間</u></p> <p>(3)～(6) [略]</p> <p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第12条 [略]</p>	<p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2) 削除</u></p> <p>(3)～(6) [略]</p> <p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第12条 [略]</p>
<p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 給与条例第42条の規定の適用を受ける職員（別に定める職員を除く。）として在職した期間</u></p> <p>(4)～(12) [略]</p>	<p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 削除</u></p> <p>(4)～(12) [略]</p>
<p>3 [略]</p>	<p>3 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> <p>(休職者の給与に関する規則の一部改正)</p>	

第4条 休職者の給与に関する規則（昭和39年岩手県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号。以下「給与条例」という。）第43条第5項及び第44条並びに市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号。以下「給与等条例」という。）第33条第5項及び<u>第38条</u>の規定に基づき、休職者の給与に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号。以下「給与条例」という。）第43条第5項及び第44条並びに市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号。以下「給与等条例」という。）第33条第5項及び<u>第36条</u>の規定に基づき、休職者の給与に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> <p>(住居手当に関する規則の一部改正)</p>	

第5条 住居手当に関する規則（昭和49年岩手県人事委員会規則第38号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号。以下「給与条例」という。）第28条の5及び第44条並びに市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号。以下「給与等条例」という。）第23条の4及び<u>第38条</u>の規定に基づき、住居手当に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号。以下「給与条例」という。）第28条の5及び第44条並びに市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号。以下「給与等条例」という。）第23条の4及び<u>第36条</u>の規定に基づき、住居手当に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> <p>(義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正)</p>	

第6条 義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和50年岩手県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号。以下「給与条例」という。）第40条の2及び第44条並びに市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号。以下「給与等条例」という。）第31条の2及び<u>第38条</u>の規定に基づき、義務教育等教員特別手当に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号。以下「給与条例」という。）第40条の2及び第44条並びに市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号。以下「給与等条例」という。）第31条の2及び<u>第36条</u>の規定に基づき、義務教育等教員特別手当に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正)

第7条 管理職員特別勤務手当に関する規則（平成3年岩手県人事委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号。以下「給与条例」という。）第34条の2（一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号。以下「任期付職員条例」という。）第9条第2項の規定により読み替えられる場合及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年岩手県条例第62号。以下「任期付研究員条例」という。）第6条第2項の規定により読み替えられる場合を含む。）及び第44条並びに市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号。以下「給与等条例」という。）第28条の2及び<u>第38条</u>の規定に基づき、管理職員特別勤務手当に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号。以下「給与条例」という。）第34条の2（一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号。以下「任期付職員条例」という。）第9条第2項の規定により読み替えられる場合及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年岩手県条例第62号。以下「任期付研究員条例」という。）第6条第2項の規定により読み替えられる場合を含む。）及び第44条並びに市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号。以下「給与等条例」という。）第28条の2及び<u>第36条</u>の規定に基づき、管理職員特別勤務手当に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第8条 職員の育児休業等に関する規則（平成4年岩手県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(育児休業等取得日数に合算することとされる日数)</p> <p>第2条の3 育児休業条例第2条の3第2号の人事委員会規則で定める日数は、同号に規定する当該子の出生の日以後当該非常勤職員が職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号。以下「勤務時間等条例」という。）<u>第19条の規定に基づき任命権者が定める</u>職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年岩手県人事委員会規則第30号。以下「勤務時間等規則」という。）第12条第11号及び第12号の休暇に相当する休暇（当該非常勤職員が地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員である場合にあつては、勤務</p>	<p>(育児休業等取得日数に合算することとされる日数)</p> <p>第2条の3 育児休業条例第2条の3第2号の人事委員会規則で定める日数は、同号に規定する当該子の出生の日以後当該非常勤職員が<u>会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和元年岩手県人事委員会規則第9号）第26条第1項の規定により</u>職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号。以下「勤務時間等条例」という。）<u>の適用を受ける職員の例による場合における</u>職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年岩手県人事委員会規則第30号。以下「勤務時間等規則」という。）第12条第11号及び第12号の休暇（当該非常勤職員が地方公務員法（昭和25年法律</p>

<p>時間等規則第12条第11号及び第12号の休暇)により勤務しなかった日数とする。</p> <p>(育児休業をしている職員の期末手当等に係る勤務した期間に相当する期間)</p> <p>第10条 育児休業条例第7条第1項の人事委員会規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 一般職の職員の給与に関する条例(昭和28年岩手県条例第48号)第42条の規定の適用を受ける職員(別に定める職員を除く。)</u>として在職した期間</p> <p>(4) [略]</p>	<p>第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員である場合にあっては、勤務時間等規則第12条第11号及び第12号の休暇)により勤務しなかった日数とする。</p> <p>(育児休業をしている職員の期末手当等に係る勤務した期間に相当する期間)</p> <p>第10条 育児休業条例第7条第1項の人事委員会規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) [略]</u></p>
--	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

(育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員の給料月額等の端数計算に関する規則の一部改正)

第9条 育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員の給料月額等の端数計算に関する規則(平成13年岩手県人事委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、一般職の職員の給与に関する条例(昭和28年岩手県条例第48号。以下「給与条例」という。)第6条の2及び第44条、市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和28年岩手県条例第49号。以下「給与等条例」という。)第7条の2及び<u>第38条</u>並びに義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年岩手県条例第47号。以下「特別措置条例」という。)第3条の規定に基づき、給与条例第6条の2第1項又は給与等条例第7条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等(以下「育児短時間勤務職員等」という。)及び給与条例第29条第2項第2号又は給与等条例第24条第2項第2号に規定する短時間勤務職員(以下「短時間勤務職員」という。)の給料月額等の端数計算に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、一般職の職員の給与に関する条例(昭和28年岩手県条例第48号。以下「給与条例」という。)第6条の2及び第44条、市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和28年岩手県条例第49号。以下「給与等条例」という。)第7条の2及び<u>第36条</u>並びに義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年岩手県条例第47号。以下「特別措置条例」という。)第3条の規定に基づき、給与条例第6条の2第1項又は給与等条例第7条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等(以下「育児短時間勤務職員等」という。)及び給与条例第29条第2項第2号又は給与等条例第24条第2項第2号に規定する短時間勤務職員(以下「短時間勤務職員」という。)の給料月額等の端数計算に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 令和2年6月に支給する期末手当及び勤労手当に係る在職期間の算定に関しては、第3条の規定による改正後の期末手当及び勤労手当に関する規則第6条第2項及び第12条第2項の規定は、この規則の施行の日以後の期間について適用し、同日前の期間については、なお従前の例による。
- 令和2年6月1日に育児休業をしている職員の同日に係る期末手当及び勤労手当に係る勤務した期間に相当する期間の算定に関しては、第8条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する規則第10条の規定は、この規則の施行の日以後の期間について適用し、同日前の期間については、なお従前の例による。